

三菱重工コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

第1章 総 則

(本ガイドラインの目的)

第1条 このガイドラインは、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を定め、もって企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とする。

(本ガイドラインの位置付け)

第2条 本ガイドラインは、法令及び定款に次ぐ規程であり、社内の規則・標準・指針・行動基準に優先して適用されるものとする。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

第3条 当社は、第5条に掲げる企業理念及び目標に基づき、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、全てのステークホルダーに配慮した経営を行うとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、継続的なコーポレート・ガバナンスの強化に努めることを基本方針とする。

2 当社は、この基本方針の下、経営の監督と執行の分離や社外取締役の招聘による経営監督機能の強化に取り組むなど、経営システムの革新に努め、経営の健全性・透明性の向上及び多様性と調和を重視した「日本的グローバル経営」の構築に取り組む。

(会社法上の機関設計)

第4条 当社は、前条の考え方に基づき、経営における監督と執行の分離を進め、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を行うと同時に、重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任することで迅速かつ果断な意思決定を可能とするため、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用する。

第2章 企業理念及び経営戦略

(企業理念及び目標)

第5条 当社は、企業活動の理念及び目標として、次の社是を掲げる。

- 一．顧客第一の信念に徹し、社業を通じて社会の進歩に貢献する
- 一．誠実を旨とし、和を重んじて公私の別を明らかにする
- 一．世界的視野に立ち、経営の革新と技術の開発に努める

2 当社は、上記に掲げる社是に従い、たゆみない技術力の強化と研鑽による顧客提供価値の継続的な向上を通じて、地球と人類のサステナビリティ（持続可能性）と、永続的な社会の安定に資するよう、事業に取り組む。

(事業計画及びコーポレート・ガバナンス)

第6条 当社は、永続的な営利企業として、前条に定める企業理念及び目標を着実に達成するべく、定期的に事業計画を策定する。

2 事業計画は、社長以下の業務執行部門が原案を作成の上、取締役会においてその内容を検討・議論した上で決定し、適切な範囲で公表する。

3 当社は、事業計画の達成に向け、常に最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を検討し、グロ

ーバル企業に相応しいコーポレート・ガバナンスの確立を目指す。

4 業務執行部門は、事業計画の全体又は部門別の進捗状況を取締役会に対し定期的に報告する。

5 取締役会は、事業計画が未達に終わった場合には、その原因及び当社が行った対応の内容を分析し、公表するとともに、その分析を次期以降の事業計画に反映させる。

(サステナビリティ推進に関する基本方針)

第 7条 当社は、環境問題をはじめとする社会的課題の解決に向けて、当社の製品・技術による貢献のみならず、事業プロセス全体における各種活動を通じて様々な社会的課題の解決に取り組み、事業と連動したサステナビリティを推進する。

2 当社のサステナビリティを推進するため、サステナビリティ委員会及びサステナビリティ担当部署を設置する。

(資本政策)

第 8条 当社は持続的な成長による企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、財務基盤の強化及び高収益性の実現の両立を図っていく。

2 株主還元については、将来事業への投資と自己資本強化とのバランスも考慮しながら行うことを基本方針とする。

第 3 章 ステークホルダーとの対話及び関係

第 1 節 基本方針

(ステークホルダーとの対話に関する基本方針)

第 9条 当社は、株主、顧客、従業員、ビジネスパートナー等の全てのステークホルダーに配慮した経営を行うことを基本方針とし、社外に対する迅速で正確な情報の発信による経営の透明性向上に努めるとともに、これらのステークホルダーとの適切な対話の機会を設け、当社の事業等に対する理解の促進を図る。

(情報開示に関する基本方針)

第10条 当社は、株主総会招集通知、事業報告、その他の財務情報及び非財務情報の開示を適切に行うとともに、当社ウェブサイトや統合レポート等により、法令及び国内金融商品取引所規則に基づく開示以外の情報（サステナビリティ活動への取り組み状況を含む）の提供にも積極的に取り組む。

2 当社は、前項に基づき当社が開示・提供する情報（とりわけ非財務情報）が、利用者にとって分かりやすく、付加価値の高いものとなるように留意する。

3 当社は、英語での情報開示・提供を積極的に推進し、日本語と英語の情報開示に格差が生じないように努める。

第 2 節 株主及び投資家との対話及び関係

(株主及び投資家との対話並びにこれらに関連する各種施策)

第11条 当社は、株主及び投資家との対話を通じた企業理解の促進を図るため、別添 1 の方針に基づき、株主及び投資家との対話を図るとともに、S R活動・I R活動を含む各種施策を推進する。

(株主の権利確保)

第12条 当社は、当社の株主をその有する株式の内容及び数に応じて実質的に平等に取り扱い、株主総

会における議決権をはじめとする株主の権利の行使を事実上妨げることのないように配慮し、これらの権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う。また、当社は、株主による権利行使に係る適切な環境整備の観点から、株主総会の開催にあたっては、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 株主総会招集通知及び事業報告の早期発送（株主総会の3週間前を目安とする）
- (2) 株主総会招集通知及び事業報告に記載する事項の、当該株主総会の招集に係る取締役会決議の日から招集通知の発送日までの間における当社ウェブサイトへの掲載
- (3) いわゆる集中日における開催を極力避けるなど、株主総会関連の日程の適切な設定
- (4) 議決権の電子行使を可能とする環境（議決権行使プラットフォームの利用を含む）の整備
- (5) 株主総会招集通知、事業報告等の英訳の提供

（政策保有株式に関する方針）

第13条 当社は、事業の戦略的展開、事業機会の創出及びそれにつながる取引関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、必要と判断する企業の株式を取得・保有する。株式保有にあたっては、当社・投資先企業相互の連携により持続的成長と中長期の社会的・経済的価値向上につながると判断する企業の株式のみを取得・保有するとともに、既に保有している株式も同じ基準で見直し・縮減を進めることを基本方針とする。

2 当社は、全ての上場株式について、以下の両面から取締役会で毎年検証を行う。

① 定性面（戦略的保有意義）

中長期的視点での、個別銘柄毎に事業戦略との整合性、事業機会の創出・拡大の状況及び見通し、取引関係強化等

② 定量面（経済合理性）

直近事業年度末の各政策保有株式の金額（時価）を基準とした、中長期視点で個別銘柄毎の投資先企業との取引や配当金等で得られる関連収益の合計と、当社で基準とする資本コスト（加重平均資本コスト）の比較

3 当社は、最新の事業戦略及び毎年の検証結果を踏まえ、以下のとおり対応する。

① 定性・定量の両面で保有の合理性が継続して認められた株式については、継続保有した上でその価値・効果を追求する。ただし、当社では、資本の効率性、保有リスクの抑制の観点から政策保有株式全体の金額基準を設定し、これに基づき縮減計画を立て、保有株式の縮減を進める。

② 定性・定量のいずれかの面で保有の合理性が低いと判断した株式については、投資先企業と対話し、投資先企業の状況等を勘案の上でできる限り速やかに処分を進める。

4 当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、それぞれの議案が、投資先企業の中長期的な企業価値の向上に適うものか、当社の保有目的・方針に沿っているか、当社の中長期的な企業価値の向上につながるものか、との観点から賛否を総合的に判断し、適切にこれを行使する。

5 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から当該株式の売却等の意向が示された場合には、これを無条件に承諾する。

（反対票分析）

第14条 株主総会において、可決には至ったものの、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合は、その要因を分析し、分析結果及び株主との対話その他の対応の要否について取締役会に報告する。取締役会は、当該報告の結果を踏まえ、必要に応じて、機関投資家を中心とする株主との対話その他の措置を講じるものとする。

第3節 従業員との対話及び関係

(従業員との関係)

第15条 当社は、真に社会の進歩に貢献する企業であり続けるとの観点から、人権尊重や安全衛生の確保に積極的に取り組むと同時に、対話による相互の理解と信頼関係の構築を促進することで、各人がその能力を最大限に発揮しつつ安心して働ける職場環境づくりに努める。

(多様性の受容と活用)

第16条 当社は、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観を受容し、活用することが、企業の持続的な成長を確保する上での強みと認識し、世界各地に展開する当社グループにおける多様性の確保と従業員全員の成長及び活躍のために各種施策（具体的な数値目標の設定を含む）を推進する。

(内部通報制度)

第17条 社内・社外の双方に内部通報窓口を設置し、実名及び匿名のいずれによる内部通報も可能とするとともに、当社の従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく内部通報を行うことができるよう、情報提供者の秘匿や内部通報を行ったことを理由とする不利益取扱いの禁止を社内の規則にて定め、これを徹底する。

2 取締役会は、内部通報の内容が客観的に検証され適切に活用される体制を整備するとともに、毎年内部通報制度の運用状況について、担当部門からの報告を受け、その運用を監督する。

(企業年金の資産運用・管理)

第18条 当社は、将来にわたり受給者に対して安定的に年金給付を行うために、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる総合収益を長期的に確保するという観点から、適切に資産構成割合を定め、分散投資を行う。

2 当社は、財務部門で市場取引・投資運用の経験を有する人材を運用担当者に任用し、また外部の運用コンサルタントを起用して専門的な能力・知見を補完することで、適切な運用体制を築き、企業年金の資産運用・管理にあたる。

3 当社は、資産運用専門委員会において、運用状況のモニタリング等により、運用機関に対して、運用実績等の定量面と、投資方針、運用プロセス、リスク管理体制等の定性面を合わせた総合的な評価を継続的に実施し、必要に応じて資産構成割合や運用機関の見直しを行う。

第4節 社内・経営陣へのフィードバック

(社内・経営陣へのフィードバック)

第19条 SR活動・IR活動等を通じた各ステークホルダーとの対話の内容については、その重要性及び内容に応じて経営陣幹部に報告し、必要に応じ取締役会への報告や社内への周知を行う。

第4章 取締役会

(取締役会の権限・責任及び役割)

第20条 当社の取締役会は、次に掲げる事項に関する決定又はモニタリングを行うほか、事業計画や経

営理念の達成に向けた経営の監督を行う。

- (1) 株主総会に関する事項
- (2) 決算等に関する事項
- (3) 役員に関する事項
- (4) 経営計画に関する事項
- (5) 内部統制に関する事項
- (6) 特に重要な業務執行の決定及び執行状況に関する事項

2 取締役会は、業務執行部門による迅速かつ果断な意思決定を可能とするため、法令により取締役会の専決事項として定められた事項、事業計画、取締役・チーフオフィサー・役付執行役員の選解任及び報酬、その他特に重要な個別の事業計画・投資等を除き、業務執行に係る決定を社長又は別に定める取締役に委任する。

(取締役会の構成)

第21条 前条に定める取締役会の責任を果たすため、当社の取締役会は、定款に従って15名以内の適切な人数の取締役により構成し、第36条に定める当社の独立性基準を満たす独立社外取締役の人数は、取締役会全体の3分の1以上とする。また、取締役会は、経営戦略に照らして備えるべきスキル等を特定した上で、全体として知識・経験・能力等をバランスよく備え、ジェンダーや国際性、職歴の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成するように努める。

(取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の資質)

第22条 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の候補者には、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ当社経営の根幹に携わり、もって三菱重工グループ全体の発展と経営の高度化に寄与できる人物を選任する。

(取締役（社外取締役を除く）のトレーニング)

第23条 取締役（社外取締役を除く）に対しては、就任時に所管部門から取締役としての義務・責任を中心とする事項に関する説明を実施するとともに、就任後も社外有識者による講義等の機会を提供するほか、第33条に定める取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果に基づき、必要と認める場合には適宜適切なトレーニングの機会を設けるものとする。

(役員指名・報酬委員会の設置)

第24条 取締役候補者の指名、取締役の解任及びCEOその他の経営陣幹部の選解任に関する事項や、取締役（監査等委員を除く）及びその他の経営陣幹部の報酬の決定等に関する事項について、取締役会議案を策定し発議する機関として、役員指名・報酬委員会を設置する。

- 2 役員指名・報酬委員会は、独立社外取締役、取締役会長及び社長にて構成する。
- 3 役員指名・報酬委員会の委員長は、構成員の合議によって選出された独立社外取締役がこれを務める。
- 4 委員長は、役員指名・報酬委員会の招集及び当日の議事進行を行うとともに、委員会の意見を取りまとめ、前1項に定める事項の取締役会議案を策定し発議する。
- 5 役員指名・報酬委員会の活動を支援するため、当該支援に係る担当部門を予め定める。

(取締役等の選解任)

第25条 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の選解任にあたっては、第21条に定める取締役会の構成も勘案し、第22条に定める取締役に要求される資質及び業績等の評価を踏まえて役員指名・

報酬委員会が人事案を策定し、取締役選解任議案として取締役会決議を得る。

- 2 取締役ではないチーフオフィサー及び役付執行役員の選解任については、前項に準ずる。

(経営陣幹部の後継者計画)

第26条 企業の持続的な成長と発展に寄与する人材を確保するため、将来の経営陣幹部となり得る人材に対しては、その職位に応じた体系的なトレーニングを階層別に実施するとともに、人事異動による複数部門の経験や経営会議をはじめとする経営上の重要会議への出席を通じた経営への参画経験等により、経営陣幹部の後継者を計画的に育成するものとし、取締役会はその状況をモニタリングする。

(取締役会議長)

第27条 当社の取締役会議長は、取締役会長がこれにあたるものとし、取締役会の招集及び当日の議事進行を行い、業務執行部門からは中立の立場で、取締役会による適正な意思決定の確保に努めるものとする。

(取締役会の支援体制)

第28条 取締役会の活動を支援するため、取締役会事務局担当部門を定め、当該担当部門は取締役会の会日の1週間前までに各取締役へ資料等を事前送付するよう努め、また議事録の作成支援、取締役会資料の適切な保存・管理を行う。

- 2 取締役会の日程は、事前に年間スケジュールを決定し、特に社外取締役の出席に最大限配慮した日程とする。

(行動準則の策定並びに内部統制及びリスク管理体制の整備)

第29条 取締役会は、当社グループの役員及び従業員が業務を遂行するにあたっての行動準則として「グローバル行動基準」を定め、当社グループ会社の役員及び社員に周知徹底を図る。

- 2 当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用する。
- 3 経営上の重大リスクを適切に管理するため、社長以下の業務執行体制においてリスク管理に係る担当部門を定め、また、リスク管理を所掌する委員会・部門を設置し、個々の事業案件については社内の規則に基づきコーポレート部門を含めた社内の関連部門による審議を受けるものとする。
- 4 前各項の「グローバル行動基準」の遵守状況、コンプライアンスを含めた内部統制システムの運用状況及び重大リスクへの取組み状況等については、年1回以上、取締役会に報告する。

(関連当事者取引の管理)

第30条 当社が関連当事者との取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、公正かつ適正に行うものとし、法令及び社内の規則に基づき事前に取締役会の承認を得た上で、当該取引の終了後にはその実績を取締役に報告するものとする。

(他会社役員の兼務)

第31条 取締役(社外取締役を除く)が当社グループ会社以外の他会社の役員を兼務する場合には、当該会社との取引関係の維持強化等真にやむを得ない場合に限るものとし、極力当社における役職に注力するものとする。

- 2 前項において、やむを得ず取締役(社外取締役を除く)が他会社の役員を兼務する場合は、所定の社内手続きを経るものとする。
- 3 取締役(社外取締役を除く)及びその候補者による他会社役員の兼務の状況は、法令に基づき株

主総会招集通知及び事業報告において開示する。

(取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)及び経営陣幹部の報酬)

第32条 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬は、業績の反映及び株主との価値共有という観点から、基本報酬、業績連動型報酬及び株式報酬から構成する。特に業績連動型報酬及び株式報酬については、中長期的な業績向上と企業価値の増大に対する貢献意欲を高めるため、報酬全体に占める適切な割合を設定する。

- 2 基本報酬については、各取締役の役位及び職務の内容を勘案し、相応な金額とする。
- 3 業績連動型報酬については、連結業績を踏まえ、取締役の役位及び担当事業の業績・成果等も勘案して決定する。
- 4 株式報酬については、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託の仕組みを用いることとし、R O E等の、当社の中長期的な業績及び株価に連動する指標等に応じて付与する株式交付ポイントに基づき、当社株式の交付及び金銭の支給を行う。
- 5 上記の報酬の決定にあたっては、役員指名・報酬委員会にて、報酬の算定方法の決定に関する方針等について審議した上で、株主総会で決議された総額の範囲内でその配分を取締役会において決定する。
- 6 取締役ではないチーフオフィサー及び役付執行役員の報酬については、上記に準ずる。

(取締役会全体の実効性に関する分析・評価)

第33条 取締役会による経営の監督の実効性及び適正性を確保し、その機能の向上を図りつつ、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、取締役会は、年1回、各取締役による自己評価等を参考にしつつ、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示するものとする。

第5章 社外取締役

(社外取締役の責任及び役割)

第34条 社外取締役は、取締役会による経営の監督機能を実効的なものとするため、株主をはじめとする外部のステークホルダーを考慮しつつ、業務執行部門からは中立の立場で活動することにより、当社経営の透明性及び健全性の維持・向上に努めるものとする。

- 2 社外取締役のうち、第36条で定める独立性基準を満たす者を独立社外取締役として株式会社東京証券取引所その他の国内金融商品取引所に届け出る。

(社外取締役の選解任)

第35条 社外取締役の選解任にあたっては、第36条に定める独立性基準に合致するか否かを検討しつつ、本人の経歴及び資質に基づき役員指名・報酬委員会が候補者を選定し、当該社外取締役の選解任議案として取締役会決議を得る。

(独立社外取締役の独立性基準)

第36条 独立社外取締役の実質的な独立性を担保するため、別添2のとおり社外取締役の独立性基準を定め、本基準に抵触しない社外取締役の確保に努める。

なお、この独立性基準は、これを満たさない者を社外取締役として選任することを妨げない。

(筆頭独立社外取締役)

第37条 独立社外取締役は、業務執行部門との意思疎通を円滑にし、必要な調整を図ることにより、取

締役会等における議論を活発かつ実効的なものとするため、その互選により、筆頭独立社外取締役を1名選定することができる。

(独立社外取締役による会合)

第38条 独立社外取締役による業務執行部門への監督機能を強化し、かつ取締役会の議題に限られない幅広い事項について業務執行部門と意見交換を行うため、独立社外取締役による会合を定期的に開催する。なお、会合には、必要に応じて経営陣幹部等を同席させることができるものとする。

(社外取締役に対する支援体制)

第39条 社外取締役の職務執行を支援するため、当該支援に係る担当部門を予め定める。

- 2 取締役会の議案に理解を深め、取締役会における議論を活性化させることを目的として、各社外取締役による当社経営データへのアクセスを常時確保するとともに、前項の担当部門において、要望に応じて議案の内容について社外取締役への事前説明を実施する等、社外取締役に対する情報提供の拡充に努める。

(社外取締役のトレーニング)

第40条 社外取締役への就任時には、当該社外取締役に対し、当社の経営概況及びコーポレート・ガバナンス体制を担当部門から説明するとともに、就任後も、工場視察等を実施し、当社経営への理解を深めるための機会を提供する。

- 2 前項のほか、社外有識者による講義等の機会を提供し、また第33条に定める取締役会の実効性分析・評価結果に基づき必要と認める場合には適宜トレーニングの機会を設けるものとする。

(社外取締役による他会社役員の兼務)

第41条 社外取締役及びその候補者による他会社役員の兼務の状況は、法令に基づき株主総会招集通知及び事業報告において開示する。

(社外取締役（監査等委員を除く）の報酬)

第42条 社外取締役（監査等委員を除く）の報酬は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、基本報酬のみとする。

- 2 上記の報酬額の決定にあたっては、その配分の考え方や算定方法について、役員指名・報酬委員会における審議を経た上で、取締役会において、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内でその配分を決定する。

第6章 監査等委員会

(監査等委員会の構成及び監査等委員の資質)

第43条 監査等委員の過半数は、会社法の定めに従い社外取締役とし、また、監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により、常勤の監査等委員を複数名置く。

- 2 監査の実効性を確保する観点から、監査等委員の選任にあたっては、会社経営、法務、財務・会計等の様々な分野から、それぞれ豊富な知識・経験を有する者をバランスよく選任することとし、特に監査等委員のうち1名は、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者とするよう努める。

(監査等委員会の責任及び役割)

第44条 監査等委員会は、選定監査等委員を通じて法令に基づく調査権限を積極的に行使するとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状

況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査する。

- 2 監査等委員会は、会計監査人の評価基準、会計監査人の解任・不再任・再任の決定方針及び会計監査人の候補者選定基準を定め、当該基準に基づき会計監査人を評価するとともに、会計監査人に求められる独立性及び専門性を有しているかを確認の上で、その解任・不再任・再任・新任を決定する。
- 3 監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等について、株主総会において陳述すべき事項を含む監査等委員会としての意見を決定する。
- 4 常勤の監査等委員は、経営会議や事業計画会議等の重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、重要な事項については、他の監査等委員にも共有する。

(監査等委員である取締役の選解任)

第45条 監査等委員である取締役の選解任にあたっては、第43条に定める監査等委員会の構成及び監査等委員の資質を踏まえて役員指名・報酬委員会が人事案を策定し、監査等委員会の同意を得た上で、当該監査等委員である取締役の選解任議案として取締役会決議を得る。

(監査等委員会の議長)

第46条 監査等委員会については、監査等委員の互選により議長を選定し、議長がこれを招集する。

(監査等委員会による活動)

第47条 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、会計監査人の監査への立会いなど緊密な連携を図るとともに、コンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門あるいは関連部門から定期的又は個別に報告を受ける。

(監査等委員会に対する支援体制)

第48条 監査等委員会の活動を補助し、監査の円滑な遂行を支援するため、監査等委員会室を置き、専属のスタッフを配置する。

- 2 監査等委員会室のスタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指示にのみ従うものとし、またその人事異動・考課等にあたっては監査等委員会の同意を必要とするものとする。

(監査等委員である取締役の報酬)

第49条 監査等委員である取締役の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、基本報酬のみとする。

- 2 上記の報酬額については、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内で、それぞれの監査等委員の役割・職務の内容を勘案し、常勤及び非常勤を区分の上、監査等委員会の決議により定めるものとする。
- 3 常勤の監査等委員である取締役については、前項の決議の結果として、会社の経営状況その他を勘案の上、基本報酬を減額することがあるものとする。

附 則

1. このガイドラインは2024年9月1日から施行する。

2. このガイドラインの改正は取締役会の決議によるものとする。
3. このガイドラインは和文を正とし、施行又は改正後遅滞なく英文を作成し、和英双方を当社ウェブサイトに掲載して社外に公表するものとする。

(沿革)

平成27年 8月31日制定 (社 達 150004号)
平成28年 6月22日改正 (同 160003号)
平成30年11月27日改正 (同 180003号)
2019年 4月 1日改正 (同 190001号)
2021年11月29日改正 (社報2162号)
2024年 9月 1日改正 (社報2198号)

別添1 株主及び投資家との対話並びにこれらに関連する各種施策

1. 株主との対話及びこれに関連する各種施策（S R活動）

- (1) 株主との対話及びこれに関連する各種施策については、C F O及びG Cが共同してその統括を行うものとし、総務部門及びS R部門は、連携して株主による当社に対する企業理解の促進を図るために、各種説明会（主要機関投資家に対する個別説明を含む）の実施や個人株主向け工場見学会の開催等の各種施策を実施する。
- (2) 株主からの個別の対話の申込みに対しては、株主としての正当な権利行使に関し、その対話の内容が中長期的な企業価値創造に資すると考えられるものについて、適切に対応するものとし、取締役、経営陣幹部、総務部門又はS R部門の担当者がこれにあたる。
- (3) 個別面談以外の対話の手段として、株主総会場を活用し、当社の取締役等は真摯な質疑応答に努めるものとする。
- (4) 上記の対話及び各種施策の実施に際しては、会社法・金融商品取引法等に抵触することのないよう、特にインサイダー情報に該当する事項は一切開示せず、当該対話又は施策に参加していない他の株主との情報格差が生じないように留意する。
- (5) 上記の対話及び各種施策を通じて得られた株主の意見や要望は、その重要性に応じて適宜経営陣幹部及び取締役会に報告する。

2. 投資家との対話及びこれに関連する各種施策（I R活動）

- (1) 現時点で当社の株主ではない投資家も含めた投資家全般との対話及びこれに関連する各種施策については、C F Oがその統括を行い、I R部門が各種施策の実施にあたる。
- (2) 当社に対する理解の促進と当社株式価値の向上のために、機関投資家向けの説明会・工場見学会や取締役・経営陣幹部とのミーティング、各金融商品取引所が開催する個人株主向け説明会への参加等のI R活動を適宜実施する。
- (3) 上記の対話及び各種施策の実施に際しては、インサイダー情報に該当する事項は一切開示しない。
- (4) 上記の対話及び各種施策の実施を通じて得られた投資家の意見や要望は、その重要性に応じて適宜経営陣幹部及び取締役会に報告する。

以 上

別添2 社外取締役の独立性基準

当社は、株式会社東京証券取引所をはじめとした国内金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断する。

1. 現在において、次の①～⑧のいずれかに該当する者

- ① 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
- ② 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- ③ 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者
- ④ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
- ⑤ 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員（ただし、補助的スタッフは除く）
- ⑥ 当社から、直近事業年度において1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附又は助成を受けている組織の業務執行者
- ⑦ 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去3事業年度の平均で、1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- ⑧ 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、過去3事業年度の平均で、その年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社から受けた先に所属する者（ただし、補助的スタッフは除く）

2. 過去3年間のいずれかの時点において、上記①～⑥のいずれかに該当していた者

以 上